

条例による事務処理の特例+事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

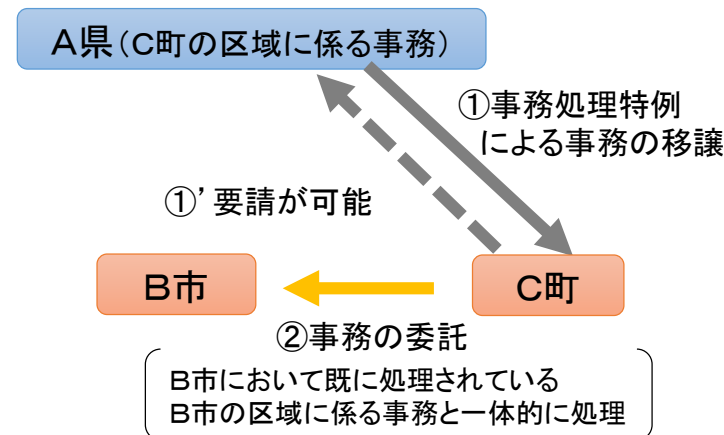
資料 8

- 都道府県（A県）から条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）により市町村（C町）に事務を移譲。その上で、当該市町村（C町）が、事務処理能力を有する市（B市）に事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町が、A県から権限移譲を受ける主体及びB市に対して事務の委託を行う主体として介在。
- ただし、実際には、A県からC町への事務の再配分の判断に際しては、C町から事務処理能力を有するB市へ事務の委託が行われることが前提とされており、C町における事務処理は想定されていない。
- 何らかの要因により、B市とC町の間で事務処理に係る紛争が生じ、事務の委託が行われないこととなった場合、条例上は、C町において事務処理を行うことになり、事務の執行に支障が生じるおそれ。
- なお、条例による事務処理の特例による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（C町）もイニシアティブを発揮する法律上の仕組みが設けられている。

概要

- ✓ 条例による事務処理の特例は、A県の条例により、A県の事務をC町に再配分するものであり、C町との協議は必要（地方自治法第252条の17の2第2項）だが、意思の合致までは不要。
- ✓ C町は、議会の議決を経て、A県に事務の再配分を要請することが可能。要請があったときにはA県はC町と速やかに協議する義務（地方自治法第252条の17の2第3項及び第4項）。
- ✓ 事務の委託は、C町の手続きをB市に委託するもの。B市とC町が協議により規約を定める必要があり、意思の合致（双方の議会の議決を要する）が必要（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。

【イメージ図】



区分	保安3法等の事務(※1)	パスポート発給事務	その他(※2)	合計
件数	58	48	3	109

（出典）総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

- ※1 「保安3法等の事務」は、火薬類取締法等の規定に基づく事務。
- ※2 「その他」は、屋外広告物の許可事務及び措置命令等の事務、水質汚濁防止法に係る規制事務、エコファーマーの認定、獣医師の届出受理、動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置 等

近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

- 都道府県（A県）から事務処理能力を有する市（B市）に、直接、近隣市町村（C町）の区域に係る都道府県事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町は、制度上無関係。
- ただし、実際には、いずれの事例でも、A県からB市への事務の委託の判断に際しては、あらかじめC町との間で合意形成がされており、また、B市における事務処理に関し、C町の意見反映の仕組みが設けられている事例もある。
- なお、事務の委託による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（B市、C町）がイニシアティブを発揮する法律上の仕組みは設けられておらず、事実上の働きかけができるにとどまる。

概要

✓ A県とB市が協議により規約を定める必要があり、双方の議会の議決を経なければならない（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。

区分	保健所業務	生活保護業務	合計
件数	2 (鳥取県⇒鳥取市) (神奈川県⇒茅ヶ崎市)	1 (山口県⇒萩市)	3

（出典）総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

